

-
- ◎議案第 26 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について
 - ◎議案第 27 号 白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料
徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - ◎議案第 31 号 白老ふるさと 2000 年の森設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ◎議案第 32 号 白老町長寿祝金条例の一部を改正する条例の
制定について
 - ◎議案第 34 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
 - ◎議案第 35 号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
 - ◎議案第 36 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
 - ◎議案第 41 号 財産の処分について
 - ◎議案第 11 号 平成 26 年度白老町一般会計予算
 - ◎議案第 12 号 平成 26 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
 - ◎議案第 13 号 平成 26 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
 - ◎議案第 14 号 平成 26 年度白老町公共下水道事業特別会計予算
 - ◎議案第 15 号 平成 26 年度白老町学校給食特別会計予算
 - ◎議案第 16 号 平成 26 年度白老町港湾機能施設整備事業特別
会計予算
 - ◎議案第 17 号 平成 26 年度白老町墓園造成事業特別会計予算
 - ◎議案第 18 号 平成 26 年度白老町介護保険事業特別会計予算
 - ◎議案第 19 号 平成 26 年度白老町立特別養護老人ホーム事業
特別会計予算
 - ◎議案第 20 号 平成 26 年度白老町立介護老人保健施設事業特別
会計予算
 - ◎議案第 21 号 平成 26 年度白老町水道事業会計予算
 - ◎議案第 22 号 平成 26 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○議長（山本浩平君） 日程第 23、議案第 26 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第 27 号 白老町立国民健康保険病院使用料
及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 31 号 白老ふるさと 2000
年の森設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 32 号 白老町
長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 34 号 職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例の制定について、議案第 35 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 36 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 41 号 財産の処分について、議案第 11 号 平成 26 年度白老町一般会計予算、議案第 12 号 平成 26 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第 13 号 平成 26 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第 14 号 平成 26 年度白老町公共下水道事業特別会計予算、議案第 15 号 平成 26 年度白老町学校給食特別会計予算、議案第 16 号 平成 26 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第 17 号 平成 26 年度白老町墓園造成事業特別会計予算、議案第 18 号 平成 26 年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第 19 号 平成 26 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、議案第 20 号 平成 26 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第 21 号 平成 26 年度白老町水道事業会計予算、議案第 22 号 平成 26 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。以上、平成 26 年度各会計予算 12 件とこれに関連する条例の制定、一部改正議案 7 件、財産の処分 1 件合わせて 20 議案を一括して議題に供します。順次議案の提案を求めます。議案第 26 号の提案をお願いします。竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 議案第 26 号です。消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

議 26-6 をお開きください。附則です。この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし第 4 条から第 6 条までの規定は平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

次のページです。議案説明です。平成 26 年 4 月 1 日より消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い消費税の適正な転嫁を行うべく本町の関係条例を整理する必要があることから本条例を制定するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例

（白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正）

第 1 条 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成 12 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「69 円」を「70 円 74 銭」に改める。

（白老町水道事業給水条例の一部改正）

第 2 条 白老町水道事業給水条例（昭和 41 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

附則別表中「1,050 円」を「1,080 円」に、「1,312 円 50 銭」を「1,350 円」に、「1,701 円」を「1,749 円 60 銭」に、「1,974 円」を「2,030 円 40 銭」に、「3,255 円」を「3,348 円」に、「6,615 円」を「6,804 円」

に、「9,765円」を「10,044円」に、「23,940円」を「24,624円」に、「157円50銭」を「162円」に、「168円」を「172円80銭」に、「189円」を「194円40銭」に改める。

別表第1中「33,600円」を「34,560円」に、「63,000円」を「64,800円」に、「94,500円」を「97,200円」に、「224,700円」を「231,120円」に、「366,450円」を「376,920円」に、「543,900円」を「559,440円」に、「1,165,500円」を「1,198,800円」に改める。

別表第2中「1,627円50銭」を「1,674円」に、「2,016円」を「2,073円60銭」に、「2,289円」を「2,354円40銭」に、「3,570円」を「3,672円」に、「6,930円」を「7,128円」に、「10,080円」を「10,368円」に、「24,255円」を「24,948円」に、「157円50銭」を「162円」に、「168円」を「172円80銭」に、「189円」を「194円40銭」に改める。

(白老町下水道条例の一部改正)

第3条 白老町下水道条例(昭和43年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表中「195円30銭」を「200円88銭」に、「264円60銭」を「272円16銭」に、「316円5銭」を「325円8銭」に、「12円60銭」を「12円96銭」に改める。

(白老町港湾施設管理条例の一部改正)

第4条 白老町港湾施設管理条例(平成2年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表商船の項区分の欄中「45銭」を「72銭」に改め、同表工作物の設置に係る占用の場合の項を次のように改める。

工作物の設置に係る占用の場合	建造工作物(外径が0.4メートル以上の管を含む。)	単位	1月以上の占用	1月未満の占用
			1平方メートル1年につき	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格(地方税法(昭和25年法律第226号)第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下「近傍価格」という。)に100分の6を乗じて得た額(1月未満の占用にあっては、その額に100分の108を乗じて得た額)(その額が20円に満たない場合にあっては、20円)
	第1種電柱	1本1年につき	770円	831円60銭
	第2種電柱		1,200円	1,296円
	第3種電柱		1,600円	1,728円
	第1種電話柱		690円	745円20銭
	第2種電話柱		1,100円	1,188円
	第3種電話柱		1,500円	1,620円
	その他の柱類		53円	57円24銭

共架電線その他 上空に設ける線 類		1メートル1 年につき	7円	7円56銭
鉄塔		1基1年 につき	1,100円	1,188円
管（外 径が 0.4 メートル未 満の ものに限 る。）の 埋設	0.1メ ートル未 満の もの		36円	38円88銭
	0.1メ ートル以 上0.15 メートル未 満の もの		53円	57円24銭
	0.15 メートル以 上0.2 メートル未 満の もの		71円	76円68銭
	0.2メ ートル以 上の もの		140円	151円20銭

別表その他の占有の場合の項料金の欄中「100分の105」を「100分の108」に改め、同表一般使用料の項料金の欄中「17.1円」を「17.6円」に、「51.3円」を「52.8円」に、「102.6円」を「105.6円」に、「205.3円」を「211.2円」に改め、同表専用使用料の項料金の欄中「520.8円」を「535.6円」に改める。

（白老港の港湾区域内の水域及び公共空地の占用料等徴収条例の一部改正）

第5条 白老港の港湾区域内の水域及び公共空地の占用料等徴収条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

○議長（山本浩平君） 次に議案第27号の提案を願います。野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 議案第27号でございます。白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年2月27日提出。白老町長。

次のページをおめくりいただきたいと思ひます。附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

次、議案説明でございます。町立病院で発行する各種証明書及び診断書等の文書交付手数料の額は昭和 59 年以降改定しておらず道内自治体病院と比較し低額であることから、町立病院の文書交付手数料の限度額を増額するため本条例の一部を改正するものである。

また平成 26 年 4 月 1 日より消費税率及び地方消費税率が引き上げることに伴い使用料及び手数料について消費税の適正な転嫁を行うため所要の整理等を併せて行うものでございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（山本浩平君） 続きまして議案第 31 号の提案を願います。岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 議 31-1 をお願いいたします。議案 31 号 白老ふるさと 2000 年の森設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老ふるさと 2000 年の森設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

附則、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

次のページの議案説明であります。事務事業の見直しの一環として白老ふるさと 2000 年の森に設置する施設のうちビジターセンター、東屋、トイレ及びバンガローについては利用者の少ない冬季間を閉鎖することとし、当該施設の閉設日に関する規定を新たに定めるため本条例の一部を改正するものであります。

よろしくお願いいたします。

白老ふるさと 2000 年の森設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
-----	-----

<p>(利用時間等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 (第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">利用時間</th> </tr> <tr> <th>7月1日～8月31日</th> <th>9月1日～翌年6月30日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インフォメーションセンター</td> <td>午前8時～午後8時</td> <td>午前9時～午後5時</td> </tr> <tr> <td>ビジターセンター</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>あずまや</td> <td>全日</td> <td>全日</td> </tr> <tr> <td>トイレ</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>バンガロー</td> <td>宿泊 午後3時～翌日午前10時 休憩 午前10時～午後3時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用時間		7月1日～8月31日	9月1日～翌年6月30日	インフォメーションセンター	午前8時～午後8時	午前9時～午後5時	ビジターセンター	同上	同上	あずまや	全日	全日	トイレ	同上	同上	バンガロー	宿泊 午後3時～翌日午前10時 休憩 午前10時～午後3時		<p>(利用時間等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、施設（インフォメーションセンターを除く。）の閉設日は、12月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>別表第1 (第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">利用時間</th> </tr> <tr> <th>7月1日～8月31日</th> <th>9月1日～翌年6月30日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インフォメーションセンター</td> <td>午前8時～午後8時</td> <td>午前9時～午後5時</td> </tr> <tr> <td>ビジターセンター</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>あずまや</td> <td>全日</td> <td>全日</td> </tr> <tr> <td>トイレ</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>バンガロー</td> <td>宿泊 午後3時～翌日午前10時 休憩 午前10時～午後3時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考 各施設（インフォメーションセンターを除く。）は、12月1日から翌年3月31日までを閉設日とする。</u></p>	区分	利用時間		7月1日～8月31日	9月1日～翌年6月30日	インフォメーションセンター	午前8時～午後8時	午前9時～午後5時	ビジターセンター	同上	同上	あずまや	全日	全日	トイレ	同上	同上	バンガロー	宿泊 午後3時～翌日午前10時 休憩 午前10時～午後3時	
区分		利用時間																																							
	7月1日～8月31日	9月1日～翌年6月30日																																							
インフォメーションセンター	午前8時～午後8時	午前9時～午後5時																																							
ビジターセンター	同上	同上																																							
あずまや	全日	全日																																							
トイレ	同上	同上																																							
バンガロー	宿泊 午後3時～翌日午前10時 休憩 午前10時～午後3時																																								
区分	利用時間																																								
	7月1日～8月31日	9月1日～翌年6月30日																																							
インフォメーションセンター	午前8時～午後8時	午前9時～午後5時																																							
ビジターセンター	同上	同上																																							
あずまや	全日	全日																																							
トイレ	同上	同上																																							
バンガロー	宿泊 午後3時～翌日午前10時 休憩 午前10時～午後3時																																								

○議長(山本浩平君) 続きまして議案第32号の提案を願います。田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長(田尻康子君) 議32-1をお開きください。議案第32号 白老町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町長寿祝金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年2月27日提出。白老町長。

議32-2をお開きください。附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

議32-3をお開きください。議案説明でございます。長寿祝金事業は本町に住所を有する高齢者に対し長寿を祝福し社会に貢献した労をねぎらうため祝い金を贈呈しているところであるが、本町の高齢化率は現在37%を超えており今後も上昇をし続け本格的な超高齢社会を迎える

ことなどを踏まえて、当該事業の贈呈品の見直しを行うために本条例の一部を改正するものでございます。

議案第 32 号につきましては差しかえをしてございますので改めて改正内容を新旧対照表で説明させていただきます。議 32-4 の新旧対照表をお開きください。主な改正内容でございますが、改正前の第 4 条第 2 号、100 歳以上の者、6,000 円相当の長寿祝金を、100 歳に達した年から毎年花束に改正するものでございます。そのため祝い金と祝い品を区別し文言の支給を贈呈に改正するなど適切な字句に整理するため、改正後のとおり条例題名及び第 1 条から第 7 条までの条文を整理するものでございます。

以上でございます。

白老町長寿祝金条例新旧対照表

改正前	改正後
(祝金の額及び支給日)	(祝金の額及び支給日)
第 4 条 祝金は、年額とし、支給の額は、次のとおりとする。	第 4 条 祝金は、年額とし、支給の額は、次のとおりとする。
(1) 略	(1) 略
(2) 100 歳以上の者 <u>6,000 円</u> 相当の長寿祝品	(2) 100 歳以上の者 <u>2,000 円</u> 相当の長寿祝品
2 略	2 略

○議長（山本浩平君） 続きまして議案第 34 号の提案を願います。本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 議案第 34 号でございます。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

次に 2 ページ、附則でございます。この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

次に 3 ページ、議案説明でございます。人事院勧告に基づく高年齢層職員の昇給を抑制することのほか本町の財政健全化に向けた取り組みとして職員の給与の自主削減を継続するとともに、再任用職員については期末勤勉手当を支給しないこととするため本条例の一部を改正するものであります。

以上でございます。

職員の給与に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
-----	-----

<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>55歳を超える職員(医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。)</u>に関する第3項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは、「2号俸」とする。</p> <p>6～7 略</p> <p>附 則</p> <p>1～23 略</p>	<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>55歳を超える職員(医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。)</u>の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6～7 略</p> <p>附 則</p> <p>1～23 略</p> <p>24 <u>職員の給料額は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、別表第1、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、同表に定める額に行政職給料表の職務の級が1級及び2級の職員にあつては100分の95、3級及び4級の職員にあつては100分の92、5級の職員にあつては100分の89、6級の職員にあつては100分の86、医療職給料表(二)の職務の級が1級及び2級の職員にあつては100分の95、3級及び4級の職員にあつては100分の92、5級の職員にあつては100分の89、医療職給料表(三)の職務の級が1級及び2級の職員にあつては100分の95、3級及び4級の職員にあつては100分の92、5級の職員にあつては100分の89を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、当該給料月額としている期間内において離職する職員の当該離職日における給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は、別表第1、別表第3及び別表第4に定める額とする。</u></p> <p>25 <u>当分の間、第19条及び第20条の規定は、再任用職員については、適用しない。</u></p>
--	--

○議長(山本浩平君)

続きまして議案第35号の提案を願います。本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 続きまして議案第 35 号でございます。特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

本ページの下、附則でございます。この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

次に 2 ページ、議案説明でございます。本町における財政健全化に向けた取り組みとして特別
職の給与の自主削減を継続するため本条例の一部を改正するものであります。

以上でございます。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
附 則 1～26 略	附 則 1～26 略 <u>27 特別職の職員の給料額は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り、別表第 1 の規定にかかわらず、同表に定める額に町長にあつては 100 分の 55、副町長にあつては 100 分の 60 を乗じて得た額とする。ただし、当該給料月額としている期間内において離職する特別職の職員の当該離職日における給料月額及び期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、別表第 1 に掲げる額とする。</u>

○議長（山本浩平君） 引き続きまして議案第 36 号の提案を願います。本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 議案第 36 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制
定するものとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

本ページの下、附則でございます。この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。本町における財政健全化に向けた取り組みとして教育
委員会教育長の給与の自主削減を継続するため本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則 1～24 略</p>	<p>附 則 1～24 略 25 教育長の給料額は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に100分の65を乗じて得た額とする。ただし、当該給料月額としている期間内において離職する教育長の当該離職日における給料月額及び期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に掲げる額とする。</p>

○議長（山本浩平君） 続きまして議案第41号の提案を願います。熊倉会計課長。

○会計課長・会計管理者（熊倉博幸君） 議案第41号でございます。財産の処分について。次のとおり財産の処分するものとする。

平成26年2月27日提出。白老町長。

1 処分する財産、まず土地でございます。2筆あります。1筆目、所在地、白老町字虎杖浜393番12、地目、学校用地、地積、3万8,915平方メートル。2筆目、白老町字虎杖浜388番34、地目、原野、地積、1万1,363平方メートル。処分価格2筆合わせまして1,470万円です。

次に建物であります。3棟あります。1棟目、所在地・家屋番号、白老町字虎杖浜393番12の3、種類、校舎、延べ床面積、3,111.34平方メートル。2棟目、白老町字虎杖浜393番12の1、種類、居宅、面積、96.39平方メートル。3棟目、白老町字虎杖浜393番12の2、種類、居宅、面積96.39平方メートル。処分価格3棟合わせまして6,830万円です。

次、2 処分の相手方。東京都千代田区神田和泉町1番地1の12、株式会社ナチュラルサイエンス、代表取締役、小松令以子。

3 処分の目的、事業場用。

4 処分の方法、随意契約による売却。

次のページをお開きください。議案説明でございます。不動産（土地・建物）を処分したいので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上です。

○議長（山本浩平君） 次の議案の前にお諮りいたします。

予算議案の提案であります、「第1表 歳入歳出予算」、「第2表 債務負担行為」、「第3表 地方債」の朗読は議案説明会において説明されておりますので省略させることとしてよろしい

かお諮りをいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 異議なしと認めます。

それではそのように取り扱うことといたします。

次に議案第 11 号の提案を願います。安達財政担当課長。

○財政担当課長（安達義孝君） 議案第 11 号 平成 26 年度白老町一般会計予算。

平成 26 年度白老町の一般会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 99 億 1,300 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入額の最高額は 25 億円と定める。

（歳出予算の流用）

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

（1） 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 26 年 2 月 21 日提出。白老町長。

以上のとおりご提案申し上げます。

○議長（山本浩平君） 続きまして議案第 12 号の提案を願います。南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第 12 号でございます。平成 26 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。

平成 26 年度白老町の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 32 億 1,460 万 7,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 9 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年2月27日提出。白老町長。

以上でございます。

○議長(山本浩平君) 引き続き議案第13号の提案を願います。南町民課長。

○町民課長(南光男君) 議案第13号でございます。平成26年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。

平成26年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億8,275万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月27日提出。白老町長。

以上でございます。

○議長(山本浩平君) 続きまして議案第14号の提案を願います。田中上下水道課長。

○上下水道課長(田中春光君) 議案第14号です。平成26年度白老町公共下水道事業特別会計予算。

平成26年度白老町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ13億1,508万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を

流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 続きまして議案第 15 号の提案を願います。五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 議案第 15 号でございます。平成 26 年度白老町学校給食特別会計予算。

平成 26 年度白老町の学校給食特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれそれぞれ 6,984 万 8,000 円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分に及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

以上であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 引き続きまして議案第 16 号の提案を願います。赤城港湾担当課長。

○港湾担当課長（赤城雅也君） 議案第 16 号でございます。平成 26 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。

平成 26 年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 5,920 万 3,000 円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第 230 条第 2 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 5,000 万円と定める。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

以上のとおりご提案申し上げます。

○議長（山本浩平君） 続きまして議案第 17 号の提案を願います。中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 議案第 17 号 平成 26 年度白老町墓園造成事業特別会計予算。

平成 26 年度白老町の墓園造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 352 万 3,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
平成26年2月27日提出。白老町長。

以上でございます。

○議長(山本浩平君) 続きまして議案第18号の提案を願います。田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長(田尻康子君) 議案第18号 平成26年度白老町介護保険事業特別会計予算。

平成26年度白老町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億8,593万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の款項の間の流用。

(2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年2月27日提出。白老町長。

以上でございます。

○議長(山本浩平君) 引き続きまして議案第19号の提案を願います。長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長(長澤敏博君) 議案第19号でございます。平成26年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算。

平成26年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,125万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,500万円と定める。

平成26年2月27日提出。白老町長。

以上でございます。

○議長(山本浩平君) 引き続きまして議案第20号の提案をお願いいたします。野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 議案第20号 平成26年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算。

平成26年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億232万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

平成26年2月27日提出。白老町長。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 続きまして議案第21号の提案を願います。田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 議案第21号です。平成26年度白老町水道事業会計予算。

（総則）

第1条 平成26年度白老町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水予定戸数、9,480戸。

（2）一日平均給水量、4,865立方メートル。

（3）年間総給水量、177万5,712立方メートル。

（4）主要な建設改良事業、配水施設改良事業1億332万円、浄水施設整備事業9,572万8,000円。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益3億8,616万円。各項記載のとおり。

支出、第1款水道事業費用3億7,214万6,000円。各項記載のとおり。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,315万9,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,442万3,000円、損益勘定留保資金2億873万6,000円で補てんするものとする。

収入、第1款資本的収入9,057万4,000円。各項記載のとおり。

支出、第1款資本的支出3億1,373万3,000円。各項記載のとおり。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。事項、水道料金システム機器賃借及び保守料。期間、平成27年度から平成31年度まで。

限度額1,647万円。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、配水管整備事業、限度額5,000万円。その下、浄水施設整備事業、限度額4,000万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費についてはその経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費6,340万9,000円。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は2,196万5,000円と定める。

平成26年2月27日提出。白老町長。

なお先ほどの差しかえのページについてのご説明を申し上げます。差しかえの部分につきましては10ページの債務負担行為に関する調書の表の一番下段の部分になります。浄水場維持管理業務委託の項になるのですが、この右の欄、当該年度以降の支出義務発生予定額の欄が当初は各年度予算に定める額としておりました。その右の左の財源内訳についても同様の記載としておりましたが、ここをご覧のとおり金額を入れまして2億3,976万円と書き加えたものでございます。この関係につきましては現在契約に向けて新規の委託事業者と細部の協議を詰めている段階にありますが、この金額についてはおおむね起債の額の範囲内で収まる見通しが立ったのでここでお示しするものでございます。

以上でございます。

○議長(山本浩平君) 次に議案第22号の提案を願います。野宮病院事務長。

○病院事務長(野宮淳史君) 議案第22号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。

(総則)

第1条 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 病床数、58床。

(2) 年間患者数、入院1万2,045人、外来3万625人。

(3) 一日平均患者数、入院33人、外来125人。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款病院事業収益9億614万3,000円。各項記載のとおり。

支出、第1款病院事業費用8億6,119万1,000円。各項記載のとおりであります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,500万円は損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入1,603万6,000円。第1項出資金1,603万6,000円。

支出、第1款資本的支出9,103万6,000円。第1項企業債償還金9,103万6,000円。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。事項、CT装置賃貸借、期間、平成27年から平成30年度まで、限度額2,136万円。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は6億円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費についてはその経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額利用する場合は次回の議決を得なければならない。

(1) 給与費4億5,344万円。

(2) 交際費51万2,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 企業債利息等に充当するほか運営の健全化を促進するため一般会計からこの会計補助を受ける金額は2億5,192万4,000円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は6,937万9,000円と定める。

平成26年2月27日提出。白老町長。

以上ということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(山本浩平君) ただ今議案第11号から第22号までの各会計予算12件とこれに関連する議案8件合わせて20件について議案の提案が終わりました。

ここでお諮りいたします。これら平成26年度各会計予算とこれに関連する議案を本会議で審議することは困難であると思われまふ。そこで慣例によりまして議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置しこれに付託の上、慎重審議を行うことが適切と考えまふ。

よってここに特別委員会を設置いたしたいと思ひまふが、これにご異議ありまふせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　　ご異議なしと認めます。

議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置することに決定をいたしました。

なお、この特別委員会に付託する案件は議案第11号から議案第22号までの平成26年度各会計予算12件と関連議案8件合わせて20件であります。これを一括して同特別委員会に付託し審査をお願いすることでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　　ご異議なしと認めます。

よって平成26年度各会計予算12件と関連議案8件を同特別委員会に付託することに決定をいたしました。

次に委員会条例第7条第2項の規定により特別委員会では委員会を開催し委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。